特集

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」の策定

近年、世界的に生物多様性保全に対する関心が高まっています。森林は、陸域で最大の生物種の宝庫であり、生物多様性の保全に大きな役割を果たしています。特に、日本では、主に人工林における林業生産活動を通じて、生物多様性保全をはじめとする森林の有する多面的な機能が発揮されてきました。

このような中、林野庁では令和６年３月に、生物多様性を高めるための林業経営のあり方を示した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を策定しました。本特集では、同指針について紹介します。

1 林野庁によるこれまでの生物多様性保全の取組

林野庁では、1999年から、持続可能な森林経営の推進に資する観点から森林の状態とその変化の動向を把握するために、「森林生態系多様性基礎調査※1」を実施してきました。

2009年には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を念頭に、「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」をとりまとめました。同方策では、生物多様性の保全に向けて、森林生態系のモニタリングに基づき、森林計画策定のプロセスの一層の透明化を図るとともに、森林の適切な整備・保全、里山林の持続的な利用による更新・再生、「緑の回廊」による森林生態系のネットワーク形成に取り組むこととしました。

同方策を踏まえて、森林計画制度に基づき、市町村が策定する「市町村森林整備計画」で、生物多様性保全を含む森林の機能に応じて森林のゾーニングを行い、それぞれの機能が発揮されるよう、森林の整備・保全を進めております。

令和3年には、森林施業における林地保全や生物多様性保全への配慮事項が記載された「主伐時における伐採・搬出指針」を策定して、市町村森林整備計画の計画事項に、同指針に基づく伐採・搬出を行うことを位置付けました。

2 指針策定の背景～国際社会における生物多様性に対する関心の高まり～

2022年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という目標（ネイチャー・ポジティブ（自然再興））が合意されました。同枠組みでは、この目標を達成するため、陸と海のそれぞれ少なくとも30％を保護地域及びOECM※2により保全する「30 by 30」目標などが設定されました。

また、2023年9月に公表された「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の提言を受けて、民間企業では、自然資本への依存度等の評価を行いつつ、生態系サービスの維持・発揮に取り組むことが求められるようになっています。

このように、近年、国際社会では、生物多様性保全に対する関心が急速に高まっています。

※1 平成21年度まで、森林資源モニタリング調査として実施
※2 OECM：Other Effective area-based Conservation Measures 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

3 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」の策定

(1) 「生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会」の開催

このような動きを踏まえて、林野庁では、令和5年12月に、委員9名から成る「生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会」（委員長：土屋俊幸東京農工大学名誉教授）を設置して、森林における生物多様性の保全に資する森林管理の実践例について既存の知見を整理するとともに、生物多様性を高めるための林業経営のあり方について検討を行いました。

生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会

同検討会では、3回の会合を開催して、本年3月に「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を策定しました。

また、指針の策定に当たっては、パブリックコメントを行いました。122件もの意見を頂き、適宜反映しました。

森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針

本指針では、森林所有者や森林管理を担う林業事業体等を対象として、林業事業体等が生物多様性保全に取り組む意義・目的を整理した上で、森林の生物多様性を高めるための課題と具体的な森林管理手法を提示しました。

(2) 林業事業体等が生物多様性保全に取り組む意義・目的

林業事業体等による林業生産活動は、それ自体、生物多様性保全を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献するものです。また、林業事業体が民間企業等と連携して、生物多様性保全に取り組めば、民間企業等からの投資や資金協力により、林業経営の新たな収益機会ともなり得ます。更に、森林管理の集約化により、一定の面的広がりを確保することで、生物多様性保全にも貢献することができます。

(3) 森林の生物多様性を高めるための課題

森林の生物多様性を高めるに当たって、森林管理の観点からは、一定の面的なまとまりの確保、森林施業における生物多様性保全への配慮、森林資源の過少利用、シカによる食害の拡大、絶滅危惧種の保護、渓畔林の保全などが課題となっています。

また、社会・経済的な観点からは、森林以外への土地利用への転用、追加費用の負担、林業従事者の減少などが課題となっています。更に、森林の生物多様性を高める活動について、活動目標を設定した上でモニタリングを実施して評価するための統一的な手法が定まっていないことも課題です。

(4) 森林の生物多様性を高めるための森林管理手法

ア 森林管理における課題への対応

森林における生物多様性の保全のためには、一定の面的広がりを確保して、多様な樹種、林分構造、林齢、遷移段階等から構成される森林をバランス良く配置することが重要です。

このため、実際の施業に当たっては、市町村森林整備計画に基づいて施業を実施するのみならず、

長伐期化、複層林の造成、保護樹帯の設定、広葉樹の保残、枯損木の残置などに取り組むことが効果的です。また、病虫獣害や、外来種、絶滅危惧種への対応も求められます。更に、放置された広葉樹二次林の整備も重要です。

これらの取組手法については、共通して取り組むべき事項と、状況別に取り組む事項に分けて、「ポジティブリスト」として整理しました（表参照）。

（表）森林管理における生物多様性保全の取組手法例（ポジティブリスト）の概要

事項	共通	状況別
面的な管理	●様々な林分構造等から構成される森林配置	ー
施業手法	●市町村森林整備計画の遵守 ●渓畔林等の保全 ●保護樹帯への影響の最小化	●長伐期化、複層林化 ●尾根筋保護樹帯の保残 ●広葉樹、保残木、枯損木、樹洞木の保残（保持林業） ●経済合理性が低い箇所の保残 ●最小限の刈り払い ●遺伝的系統に配慮した種苗の使用
病虫獣害	ー	●シカ防護柵、単木保護資材の設置、シカの捕獲
外来種等	ー	●外来種駆除
絶滅危惧種等	●絶滅危惧種等の情報収集	●絶滅危惧種等の生育・生息が認められた場合の専門家への相談
里山林の整備	ー	●里山資源の継続的利用
火入れ	ー	●火入れ計画の策定、延焼防止

イ　社会・経済的課題への対応

生物多様性保全のためには、森林から非森林への転用・開発は回避すべきです。

また、生物多様性を高める活動を実施するための人材や財源を確保するためには、企業や市民団体などのステークホルダーとの連携を強化することが有益です。

ウ　活動目標の設定とモニタリング、評価

生物多様性保全の取組に当たって、活動水準の向上を図り、対外的な評価を獲得していくためには、①活動目標を設定した上で、②進捗状況をモニタリングし、③活動を評価することで、その見直しにつなげる「PDCAサイクル」を回すことが重要です。

①活動目標は、地域の特性を踏まえつつ、保全対象や森林に期待される生態系サービスに応じて、設定する必要があります。指針では、具体的な目標例を列挙しています。

②モニタリングは、施業履歴等を記録する「活動状況のモニタリング」と、森林環境の状態の変化を記録する「森林環境のモニタリング」の両方を実施する必要があります。いずれも、継続的に記録することが重要であり、過大な労力やコストがかからないようにする必要があります。このためには、定期的な巡視機会の活用、公的データの活用、地理的分布を表示するアプリの活用などが有効となります。

③活動の評価に当たっては、モニタリングの結果を踏まえて、目標の達成が困難な場合には、原因を分析して、順応的な見直し（アダプティブ・マネジメント）を図ることが重要です。

活動目標やモニタリング手法については、「森林経営計画」等の計画に整理する必要があります。

4　事例集「森林の生物多様性を高めるための林業経営」

今回の指針の策定に合わせて、森林の生物多様性を高める林業経営に取り組む林業事業体等の優良事例をまとめた事例集を作成・公表しました。

本事例集では、木材生産を通じた生物多様性保全の取組や、植生復元に向けた取組、企業との連携を通じた森林経営、地域資源の活用を通じた里山林の保全などの分野別に、24の事例を紹介しています。

森林の生物多様性を高めるための林業経営事例集

5 「生物多様性増進活動促進法」の成立

令和6年4月に、国会で、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）」が成立しました。同法は、企業等による地域における生物多様性増進のための活動を促進するために、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が、企業等が策定した生物多様性を維持・回復・創出する活動計画を認定するものです。

環境省では、OECMの設定に向けた検討を契機に、令和5年度から、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている地域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを運用してきました。新たな法律は、これまでの「自然共生サイト」の取組を法制化したもので、生物多様性の維持に加え、回復・創出する民間等の活動を認定対象とするものです。その上で、生物多様性が豊かな場所は、OECMとして登録することとなっております。

令和7年度からの同法の施行に向けて、令和6年度中に、基本方針を策定する予定となっています。今般、林野庁で策定した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」は、同法に基づく、森林における生物多様性増進活動の認定要件とすることも見据えて作成しました。

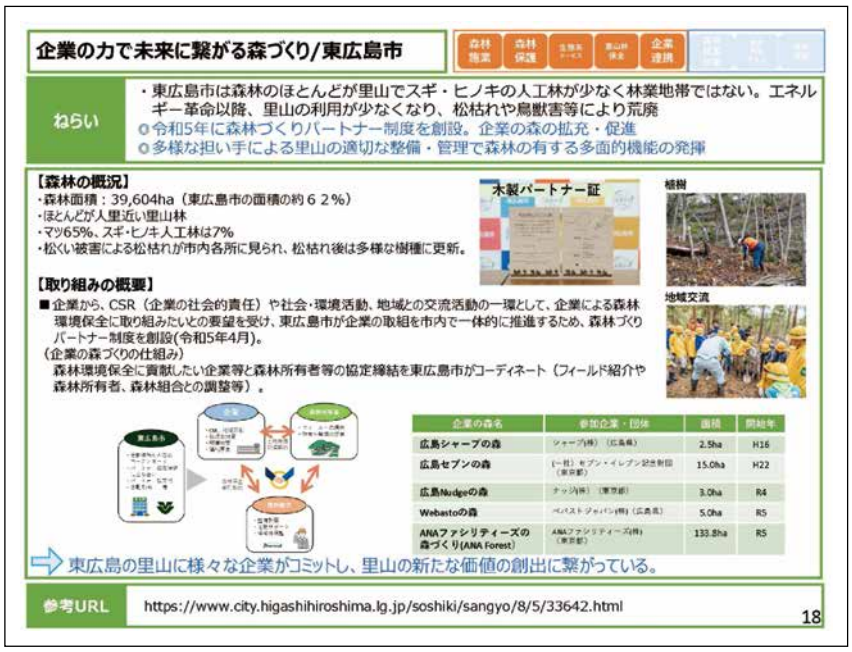

東広島の事例：森林づくりパートナー制度による企業の森の拡充・促進

賀茂地方森林組合の事例：森林資源調査に基づく資源利用と里山再生

おわりに

森林における生物多様性を高める活動は、ネイチャー・ポジティブの実現に向けて、一層重要となります。今後、今回策定した指針に基づき、多くの林業事業体等が、林業生産活動を通じて、生物多様性保全を高める活動に取り組むことを期待しています。